

令和3年 死亡災害発生状況（令和3年 12 月 31 日現在）

秋田労働局

No	署別	発生月	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	大館	2月	木材伐出業 (6-2-1)	70歳代 (50~60年)	墜落、転落	その他の 環境等	労働者2名（うち1名が被災者）がフォワーダの荷台に乗り目的地まで移動した。フォワーダは積もった雪（走行路面からの高さは約1m）の横に停車し、被災者は荷台からその積もった雪の上に降車した。被災者はフォワーダの前方の走行路面上に転落し、その直後動き出したフォワーダに轢かれたものと推定される。
2	能代	6月	製材業 (1-4-1)	60歳代 (1年未満)	激突され	その他の木材 加工用機械	リングバーカーを使用した杉丸太の皮剥ぎ作業において、被災者は丸太の押さえローラーを上げた状態で作業中、加工しようとした杉丸太（直径24cm、長さ3.7m）が加工用カッターに接触したはずみで動揺し、被災者の右わき腹に激突したものと推定される。
3	大曲	7月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	60歳代 (10~20年)	感電	送配電線等	個人住宅の軒の補修工事において、被災者が破損した軒を足場上で補修する作業中、足場上にあった電柱から住宅へつながる引き込み線（電線）をくぐり抜けようとした際に、引き込み線の配線の被覆が剥がれていた個所に首が接触したことにより感電したものと推定される。
4	本荘	8月	その他の 製造業 (1-17-9)	50歳代 (1~5年)	はさまれ、 巻き込ま れ	その他の 一般動力機械	被災者は一人で土壌改良材の製造作業を行っていたところ、土壌改良材を袋詰めする自動充填機の水平方向に可動する部分と当該機械のフレームとの間に胸部を挟まれた。
5	横手	9月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70歳代 (1~5年)	交通事故 (道路)	トラック	被災者は、作業現場で発生した廃材を産廃処理場へ軽トラックで運搬・積み下ろしした後、作業現場に戻るため道路上を走行し交差点（信号有）を右折したところ、直進してきた対向車（軽乗用車）と衝突した。
6	能代	10月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70歳代 (20~30年)	墜落、転落	足場	被災者は、社会福祉施設1階の軒天井を改修するために設けた足場の作業床上（高さ1.9m）もしくは、足場の昇降設備上から、コンクリート地面に墜落し頭部を強打したものと推定される（災害発生時は保護帽未着用）。
7	能代	12月	その他の 建設業 (3-3-9)	40歳代 (20~30年)	墜落、転落	建築物・ 構築物	ボイラーの煙道修繕工事において、被災者は煙道と煙突との境界部分で下請業者が施工する煙道補修作業状況を確認していたところ、煙道端部から7.3m下の煙突底面へ墜落した。